

質 問 回 答 書

業務名：小田原市放課後児童クラブ運営業務委託（前羽小学校区放課後児童クラブ・国府津地区放課後児童クラブ）

令和8年5月1日

No.	該当箇所	質問事項	回答
1	実施要領2頁 3業務概要 (4)業務委託費	「3 業務概要」の「(4) 業務委託費」で、各年度の業務委託費が示されていますが、各年度で、最低賃金の額をどの程度の額で見込んでいるのか、ご教示ください。具体的な金額をお示しいただくことが困難であれば、令和9年度以降の各年度において、前年度からの上昇率をどの程度見込んでいるのか、ご教示ください。 また、現場で支援に従事しない間接部門の職員の人件費ほどの程度見込んでいるのか、併せてご教示ください。	実施要領2頁3 業務概要(4)業務委託費に示した最低賃金とは、神奈川県を参照しており、各年度において、5パーセントの人件費上昇率を見込んでいます。 統括指導員の人件費については、仕様書9頁2-6 支援の体制(2)統括指導員配置人数で試算しています。
2	実施要領 12 頁 14 契約に関する事項 (5)契約保証金について	(5)契約保証金については、小田原市契約規則第 29 条(以下「第 29 条」という。)の各号のいずれかに該当する場合、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する、とあります。令和5年から令和8年まで「小田原市放課後児童クラブ運営業務委託」を受託して現在履行中の事業者は、第 29 条の「(3) 契約者が過去5年間に国(独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人を含む。)、小田原市又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、その契約を誠実に履行したものについて、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」に該当するものとして、契約保証金の減免を受けることは可能でしょうか。可能な場合は、具体的にどのような減免が受けられますか。	契約保証金の免除については契約締結時に小田原市契約規則第 29 条の規定により判断します。

3	<p>業務委託仕様書1頁</p> <p>1-3 事業の実施場所等</p> <p>2-6 支援の体制</p> <p>(6) 支援員等配置基準</p>	<p>「1-3 事業の実施場所等」に関して、「国府津地区」では3つの児童クラブがあるように記載されています。①これらの教室の広さや、位置関係について、ご教示ください。②利用者がどのクラブを利用するのかについては、利用者の希望を踏まえて市が決定するため、受託事業者は決定に関与することはできないと考えてよいでしょうか。(利用申込者が少ない場合、どこかのクラブに利用者をまとめるなど、利用するクラブを少なくするように決定してもらうことは可能でしょうか。)③日々の運用の中で、3つの児童クラブで、特定のクラブの利用者が少なかった場合は、そのクラブを一時的に閉鎖して、利用者に他の2つのクラブを利用してもらうようなことは可能なのでしょうか。④これらの3つの児童クラブは、それぞれ独立したものとして、機器や人員を配置することが必要でしょうか。例えば、3つのクラブまとめて、児童の入退室通知を行う機器は1台、総括指導員や主任支援員は1名配置することは認められるのでしょうか。⑤「2-6 支援の体制」の「(6) 支援員等配置基準」は、3つのクラブが別々のクラブとして適用されるのでしょうか。それとも、3つのクラブの利用者の合計に対して、支援員等配置基準を満たしていればよいのでしょうか。(仕様書記載の登録者数をもとに、個々のクラブに配置基準を適用した場合は、9人支援員が必要であるが、合計の人数に対しては7人となる。)</p>	<p>① 以下のとおり回答します。</p> <table border="1" data-bbox="1525 164 2018 411"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>面積 (㎡)</th> <th>位置関係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>64.76</td> <td>3階南校舎東奥</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>30.57</td> <td>3階南校舎東奥</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>96.80</td> <td>2階北校舎東側</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※1及び2は隣接 (令和8年4月1日時点)</p> <p>②・③児童のクラブ編成については、登録状況を踏まえて、市が入所決定時に所属クラブを決定しています。</p> <p>なお、利用日や時間帯等の利用状況に応じて、児童の配置を調整し、運営していただくことは可能です。</p> <p>④ お見込みのとおりです。</p> <p>ただし、統括指導員については、前羽小学校区放課後児童クラブ及び国府津地区放課後児童クラブを統括する統括指導員を1人以上配置することとします。</p> <p>⑤ 利用児童数(合計人数)に対して、支援員等配置基準を適用してください。</p>	No.	面積 (㎡)	位置関係	1	64.76	3階南校舎東奥	2	30.57	3階南校舎東奥	3	96.80	2階北校舎東側
No.	面積 (㎡)	位置関係													
1	64.76	3階南校舎東奥													
2	30.57	3階南校舎東奥													
3	96.80	2階北校舎東側													

4	仕様書 1頁 1-3 事業の実施場所等	<p>「1-3 事業の実施場所等」の注記として、「※学校の教室数不足に対応するため、活動場所を変更する場合がある(学校敷地外施設をその範囲に含める。)」とあります。</p> <p>①「活動場所」とは、「事業の実施場所」と同じと考えてよいでしょうか。それとも、特定の「活動」だけ、別の場所に変更するという意味でしょうか。</p> <p>②これは「前羽小学校区」「国府津地区」両方が該当するのでしょうか。</p> <p>③活動場所が変更になった場合で、機器などの移転のための費用が必要だった場合、その費用負担はどのように想定されているでしょうか。</p>	<p>① 活動場所は、事業の実施場所と同じです。</p> <p>② お見込みのとおりです。</p> <p>③ 仕様書14頁(別表2)費用分担区分の「上記に定めのないもの」については、両者協議となります。</p>
5	業務委託仕様書7頁 2-5 (1)キ(ア) 利用者(保護者)等向けの放課後児童クラブ見学会	<p>「2-5 受託者が行う業務内容」の「(1)児童の健全な保育に関する業務」についての「キ 地域との関わり」で、「(ア)利用者(保護者)等向けの放課後児童クラブ見学会を年1回以上開催し、」とありますが、この見学会の開催の時期や方法等については特にご指示はなく、受託者が自ら企画して実施すればよいのでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
6	業務委託仕様書 10 頁 2-6(7) 支援員等の加配	<p>「2-6 支援の体制」の「(7)支援員等の加配」で、「なお、利用児童数や個別に支援が必要な児童が急激に増加したことにより、業務量が著しく増大し、運営に支障が生じると市が認める場合は契約額の変更について、市と協議できるものとする。」とあります。「利用児童数」が「急激に増加したことにより」とは、どのような場合でしょうか、その基準があればお示しください。また、「個別に支援が必要な児童」の対応については、この前段で「市と協議の上、支援員を加配すること。なお、加配にかかる人件費の負担については、受託者の負担とする。」とあります。受託者の負担となるか、市の負担となるかは、「急激に増加した」かどうか判断基準になると考えられますが、その基準があればお示しください。</p>	<p>業務委託仕様書 10 頁2-6(7)支援員等の加配については記載のとおりです。</p> <p>基準については、特定の定めはありません。</p>

7	業務委託仕様書14頁 (別表2) 費用分担表	別表2中、前回記載のあった「賃借料 空調設備賃借料 市の負担」が削除されています。例えば、空調機が故障して、すぐに市が修理していただけない場合、修理が終了するまでの間、スポットクーラーなどの機器を賃借せざるを得なくなったときは、その都度、費用負担について市と協議をすることでよいでしょうか。	空調設備の修繕については、(別表2)費用区分の工事費 新設・維持修繕工事費に基づき市の負担とします。 15頁(別表3)リスク分担区分の「設備、備品等の更新、新規購入」において、管理上の過失に伴う更新以外のものについては市の負担とします。
8	業務委託仕様書15頁 (別表3) リスク分担区分	欄外の注で、「※急激な賃金上昇等の影響により運営に支障が生じると市が認める場合は、契約額の変更について、市と協議できるものとする。」とありますが、「急激な賃金上昇」についての基準があれば、お示ください。 また、「急激な賃金上昇等」とありますが、「急激な賃金上昇」以外に想定されている事項があれば、その事項の内容と、該当する基準を、可能な範囲でお示ください。	急激な賃金上昇については、特定の定めはありません。現時点で、賃金上昇以外には、関連法令の改正等による基準等の見直しに伴い、事業者負担が生じる場合が想定されます。